

技術海曹の採用等の基準に関する達（平成4年海上自衛隊達26号）の新旧対照表

（下線は、今回改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">平成4年6月8日 海上自衛隊達第26号</p> <p>改正 平成6年7月8日 海上自衛隊達第19号〔第1次改正〕 平成7年5月24日 海上自衛隊達第18号〔第2次改正〕 平成15年9月12日 海上自衛隊達第35号〔第3次改正〕 平成17年7月6日 海上自衛隊達第30号〔第4次改正〕 <u>平成24年4月25日 海上自衛隊達第13号〔第5次改正〕</u></p> <p>技術海曹の採用等の基準に関する達を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">技術海曹の採用等の基準に関する達</p> <p>技術海曹の採用等の基準に関する達（昭和30年海上自衛隊達第25号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨） 第1条 （略）</p> <p>（採用の基準） 第2条 日本国籍を有し、かつ、別表の職域の区分ごとに採用階級に該当する資格又は免許（以下「資格等」という。）を有する者は、当該階級に採用することができる。 <u>この場合において、当該者が資格等に係る業務経験を有するときは、その年数を勘案して上位の階級に任用することができる。</u></p> <p>（採用の年齢の基準） 第3条 別表に掲げる採用階級のうち、海曹長については年齢30歳以上、1等海曹については年齢23歳以上、2等海曹については年齢21歳以上、3等海曹については年齢20歳以上の者のうちから採用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この達は、平成4年6月8日から施行する。 2 海曹たる婦人自衛官の採用基準に関する達（昭和49年海上自衛隊達第45号）は、廃止する。 3 この達の施行の際、現に技術海曹として採用されている海曹で、この達の採用基準に示す階級に昇任していない者にあつては、その者の資格等又は学歴等に応じ、当該基準による階級に昇任させることができる。 附 則〔第1次改正による附則〕 この達は、平成6年7月8日から施行する。 附 則〔第2次改正による附則〕 この達は、平成7年5月24日から施行する。 附 則〔第3次改正による附則〕 この達は、平成15年9月12日から施行する。 附 則〔第4次改正による附則〕 この達は、平成17年7月6日から施行する。 附 則〔第5次改正による附則〕 <u>1 この達は、平成24年4月25日から施行する。</u> <u>2 この達の施行の際現にこの達による改正前の技術海曹の採用等の基準に関する達別表第1に定める資格等を有する者に係る採用等の基準については、当該資格等が効力を有する間は、なお従前の例による。</u></p>	<p style="text-align: right;">平成4年6月8日 海上自衛隊達第26号</p> <p>改正 平成6年7月8日 海上自衛隊達第19号〔第1次改正〕 平成7年5月24日 海上自衛隊達第18号〔第2次改正〕 平成15年9月12日 海上自衛隊達第35号〔第3次改正〕 平成17年7月6日 海上自衛隊達第30号〔第4次改正〕</p> <p>技術海曹の採用等の基準に関する達を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">技術海曹の採用等の基準に関する達</p> <p>技術海曹の採用等の基準に関する達（昭和30年海上自衛隊達第25号）の全部を改正する。</p> <p>（趣旨） 第1条 （略）</p> <p>（採用の基準） 第2条 日本国籍を有する者で、別表第1の職域の区分ごとに採用階級に該当する資格若しくは免許（以下「資格等」という。）を有する者又は別表第2の学歴等の区分ごとに採用階級に該当する卒業後の経過年数及び業務経験（以下「学歴等」という。）を有する者は、それぞれ当該階級に採用することができる。</p> <p>（採用の年齢の基準） 第3条 別表第1及び別表第2に掲げる採用階級のうち、海曹長については年齢30歳以上、1等海曹については年齢23歳以上、2等海曹については年齢21歳以上、3等海曹については年齢20歳以上の者のうちから採用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この達は、平成4年6月8日から施行する。 2 海曹たる婦人自衛官の採用基準に関する達（昭和49年海上自衛隊達第45号）は、廃止する。 3 この達の施行の際、現に技術海曹として採用されている海曹で、この達の採用基準に示す階級に昇任していない者にあつては、その者の資格等又は学歴等に応じ、当該基準による階級に昇任させることができる。 附 則〔第1次改正による附則〕 この達は、平成6年7月8日から施行する。 附 則〔第2次改正による附則〕 この達は、平成7年5月24日から施行する。 附 則〔第3次改正による附則〕 この達は、平成15年9月12日から施行する。 附 則〔第4次改正による附則〕 この達は、平成17年7月6日から施行する。</p>

(下線は、今回改正部分)

改正後					現 行				
別表 (第2条関係)					別表第1 (第2条関係)				
資格等による採用基準					資格等による採用基準				
採用階級 職域の区分	海 曹 長	1 等 海 曹	2 等 海 曹	3 等 海 曹	採用階級 職域の区分	海 曹 長	1 等 海 曹	2 等 海 曹	3 等 海 曹
電計処理	ITストラテジスト システムアーキテクト プロジェクトマネージャ ITサービスマネージャ システム監査技術者	応用情報技術者 ネットワークスペシャリスト データベーススペシャリスト		基本情報技術者	電計処理	システムアナリスト プロジェクトマネージャ アプリケーションエンジニア テクニカルエンジニア(システム管理) システム監査技術者 システム運用管理エンジニア 情報処理システム監査技術者 特種情報処理技術者	ソフトウェア開発技術者 テクニカルエンジニア(ネットワーク) テクニカルエンジニア(データベース) プロダクションエンジニア ネットワークスペシャリスト データベーススペシャリスト オンライン情報処理技術者 第1種情報処理技術者		基本情報技術者 第2種情報処理技術者
車 両		1級自動車整備士	2級自動車整備士		車 両		1級自動車整備士	2級自動車整備士	
航 海		3級海技士(航海)	4級海技士(航海)		航 海		3級海技士(航海)	4級海技士(航海)	
機 関		3級海技士(機関) 第1種ボイラー・タービン主任技術者 特級ボイラー技士	4級海技士(機関) 第2種ボイラー・タービン主任技術者 1級ボイラー技士		機 関		3級海技士(機関) 第1種ボイラー・タービン主任技術者 特級ボイラー技士	4級海技士(機関) 第2種ボイラー・タービン主任技術者 1級ボイラー技士	
応急工作及び技術		特級ボイラー技士 1級技能士 第1種放射線取扱主任者	1級ボイラー技士 特別ボイラー溶接士	普通ボイラー溶接士 2級技能士 第2種放射線取扱主任者	資 応急工作及び技術		特級ボイラー技士 1級技能士 第1種放射線取扱主任者	1級ボイラー技士 特別ボイラー溶接士	普通ボイラー溶接士 2級技能士 第2種放射線取扱主任者
航空管制			航空交通管制技能証明保有者	基礎試験合格者	航空管制			航空交通管制技能証明保有者	基礎試験合格者
情 報			外国語大学(外国語短期大学を除く。)等卒業者又は実用英語技能検定試験1級若しくはこれと同等の資格を有する者	外国語短期大学等卒業者又は実用英語技能検定試験準1級若しくはこれと同等の資格を有する者	情 報			外国語大学等卒業者又は実用英語技能検定試験1級若しくはこれと同等の資格を有する者	外国語短大等卒業者又は実用英語技能検定試験準1級若しくはこれと同等の資格を有する者
通 信		第1級総合無線通信士 第1級海上無線通信士 第1級陸上無線技術士	第2級総合無線通信士 第2級海上無線通信士 第2級陸上無線技術士 A1第1種工事担任者 DD第1種工事担任者 A1・DD総合種工事担任者	第3級総合無線通信士 第3級海上無線通信士 A1第2種工事担任者 A1第3種工事担任者 DD第2種工事担任者 DD第3種工事担任者	通 信 格		第1級総合無線通信士 第1級海上無線通信士 第1級陸上無線技術士	第2級総合無線通信士 第2級海上無線通信士 第2級陸上無線技術士 アナログ第1種 デジタル第1種 アナログ・デジタル総合種	第3級総合無線通信士 第3級海上無線通信士 アナログ第2種及び第3種 デジタル第2種及び第3種

気象海洋		気象予報士		
電測、電子整備及び航空電子整備		第1級陸上無線技術士	第2級陸上無線技術士 A I 第1種工事担任者 D D 第1種工事担任者 A I・D D 総合種工事担任者	A I 第2種工事担任者 A I 第3種工事担任者 D D 第2種工事担任者 D D 第3種工事担任者
航空整備		1等航空整備士 航空工場整備士	2等航空整備士	
補給及び給養		管理栄養士	栄養士	
衛生			臨床工学士 作業療法士 理学療法士 救急救命士 臨床検査技師 視能訓練士 診療放射線技師 義肢装具士 看護師	歯科技工士 歯科衛生士
施設	1級建築士 1級電気工事施工管理技師 建築施工管理技師	2級電気工事施工管理技師 第1種電気主任技術者	2級建築士 測量士 第2種電気主任技術者	測量士補 第3種電気主任技術者
音楽			大学(短期大学を除く。 音楽に係る部・科) 卒業生	短期大学(音楽に係る科) 卒業生

備考

- 1 航空管制の項中基礎試験合格者とは、航空交通管制職員試験規則(平成13年国土交通省訓令第97号)に基づく基礎試験に合格した者をいう。
- 2 航空整備の項中1等航空整備士のうち、航空法の一部を改正する法律(平成11年法律第72号)による改正前の航空法の規定による2等航空整備士の資格についての技能証明を受けている者であって、その者に係る業務範囲が同法附則第2条第3項に規定する行為を行うこととされているものは、2等海曹に採用するものとする。

気象海洋		気象予報士		
電測、電子整備及び航空電子整備		第1級陸上無線技術士	第2級陸上無線技術士 アナログ第1種 デジタル第1種 アナログ・デジタル総合種	アナログ第2種及び第3種 デジタル第2種及び第3種
航空整備		1等航空整備士 航空工場整備士	2等航空整備士	
補給及び給養	等	管理栄養士	栄養士	
衛生			臨床工学士 作業療法士 理学療法士 救急救命士 臨床検査技師 視能訓練士 診療放射線技師 義肢装具士 看護師	歯科技工士 歯科衛生士
施設		1級建築士 1級電気工事施工管理技師 建築施工管理技師	2級電気工事施工管理技師 第1種電気主任技術者	2級建築士 測量士 第2種電気主任技術者
音楽			大学(音楽に係る部・科) 卒業生	短大(音楽に係る科) 卒業生

備考

- 1 基礎試験合格者とは、航空交通管制職員試験規則(昭和32年運輸省通達第9号)に基づく基礎試験に合格した者をいう。
- 2 1等航空整備士のうち、航空法の一部を改正する法律(平成11年法律第72号)による改正前の航空法の規定による2等航空整備士の資格についての技能証明を受けている者であって、その者に係る業務範囲が同法附則第2条第3項に規定する行為を行うこととされているものは、2等海曹に採用するものとする。

(下線は、今回改正部分)

改正後		現 行					
(削る)		別表第2 (第2条関係)					
		学 歴 等 に よ る 採 用 基 準					
		採用階級		海 曹 長	1 等 海 曹	2 等 海 曹	3 等 海 曹
		学歴等					
短大又は 高専卒以上	卒業後の 経過年数	1 2 年 以 上	8 年 以 上 1 2 年 未 満	5 年 以 上 8 年 未 満	5 年 未 満		
	業 務 経 験	5 年 以 上	3 年 以 上	1 年 以 上	0 年		
		別表第1の1等海曹、2等海曹及び3等海曹欄に掲げる資格等を有する者					
<p>注：1 短大及び高専とは、それぞれ、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める短期大学及び高等専門学校をいう。</p> <p>2 採用階級に対応する応募資格は、各欄に対応する卒業後の経過年数であつて、かつ、各欄に対応する業務経験を有する場合である。ただし、3等海曹については、資格等の取得は必ずしも必要ではない。</p> <p>3 別表第1による採用基準と本別表による採用基準が異なる場合は、そのいずれか上位の階級を採用階級とするものとする。</p>							